

## 最低制限価格の見直し等について（お知らせ）

本市の建設工事等の入札においては、ダンピング受注の防止を図る目的から最低制限価格制度を導入しております。

令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が、改正されたことに伴い、令和4年9月1日以降に入札公告または入札指名通知を行う案件から最低制限価格の見直し等を行います。建築工事および設備工事等においても、一部見直し等を行います。

また、除草業務等においても、国土交通省の低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施対象価格の算定式を参考に見直し等を行います。

なお、算定基準については非公表とし、最低制限価格の公表については、現行どおりとします。

令和4年8月3日

米原市役所総務部財政契約課

電話 53-5166